

麦作・豆類経営改善共励会

12月17日(木)、大分県食料・農業・農村振興協議会主催の第35回大分県麦作共励会・第35回大分県豆類経営改善共励会の表彰式が大分農業文化公園で行われました。

生産技術や品質の向上を目指し、先進的な取り組みを行う個人や団体を表彰するもので、個人の部では麦・大豆ともに最優秀賞を受賞するなど市内生産者が上位を独占しました。

受賞者は次のとおりです。(敬称略)



麦作受賞者(左から)
宮崎さん、中野さん、松原さん



豆類受賞者(左から)
石丸さん、河野さん、松原さん、岸田さん

○麦作共励会

- ◆個人の部 最優秀賞 中野栄治 (国東町中田)
- 優秀賞 宮崎正行 (国東町田深)
- 優秀賞 松原知弘 (安岐町中園)

○豆類経営改善共励会

- ◆集団の部 奨励賞 富来営農組合 (石丸政人組合長・国東町富来)
- ◆個人の部 最優秀賞 松原知弘 (安岐町中園)
- 優秀賞 小玉綱美 (安岐町下山口)
- 優秀賞 河野洋一 (安岐町向陽台)
- 奨励賞 岸田和章 (国見町竹田洋)

もう一度ごみ出しマナーの確認を



市ではこれまでごみ収集計画表や広報などでごみ出しのルールについてお知らせしてきましたが、一部ではマナー違反のごみもあるのが現状です。以下のような違反が特に多く見受けられます。マナー違反のごみは回収できません。

■分別されていない

可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ(びん・かん・ペットボトル)などがひとつの指定ごみ袋に入っていることがあります。分別にご協力ください。

■市の指定ごみ袋に入っていない

レジ袋など、指定ごみ袋を使用していないものがあります。

■ごみを出す日や時間帯が違う

ごみ収集日は、各地区で可燃ごみ、不燃ごみ毎に決められています。必ず指定された日の、当日朝8時までに出すようにしましょう。

このようなマナー違反のごみには、×印の警告シールが張られて取り残されています。速やかにルールに従って、回収できるようにして出し直してください。

野焼き(ごみの野外焼却)は法律で禁止されています

焼却施設以外でごみを燃やす野焼きは、一部の例外を除いて法律で禁止されています。しかしまだ一部では野焼きが行われ、苦情が寄せられています。違反すると5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられることがありますので、絶対にやめましょう。

一部の例外

- ①国や地方自治体が施設管理を行うために必要な廃棄物の焼却
(例河川敷や道路そばの草焼き、海岸漂着物の焼却)
- ②災害の予防、応急対応又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
(例災害等の応急対策、火災予防訓練)
- ③風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
(例正月のしめ縄や門松を焚く行事)
- ④農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
(例焼き畑、畔の草及び下枝の焼却)
- ⑤たき火その他日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物であって軽微なもの
(例落ち葉たき、キャンプファイヤー)

※ただし、上記の焼却にビニール、プラスチック、紙などの家庭ごみを混入しての焼却はできません。

※その他上記に該当する場合でも、他人の迷惑になる焼却はできません。

問い合わせ 環境衛生課 ☎0978-72-9001